

## 固定資産税（土地）の地目認定・特例措置

固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日です。土地の地目認定も、賦課期日現在の「利用状況」により1筆ごとに、固定資産評価基準に基づき行います。

評価基準は、土地の地目を田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地（雑種地等）としています。

### 農地（田、畑）の地目認定

固定資産税の地目認定における農地とは、農地法の定義と同じく、耕作の目的に使用される土地で、原則として登記地目が、「田」「畑」であり、人的作業を行い、作物を栽培する土地をいいます。

休耕している農地の地目は、一時休耕の場合を除き、まったく耕作しないで、長期にわたって放置され、雑草などが生育し、容易に農地に復元できない状態にある場合は、雑種地などとなります。

なお、休耕の状態はさまざまであるため、その土地ごとに状況を総合的に勘案して、地目を認定することになります。

※登記地目は田、畑でも、現在農地以外の用途で使用している場合は現況で地目認定を行います。

### 宅地における住宅用地の課税標準額の軽減措置

宅地の中でも、住宅の敷地となっている土地は、住宅の居住部分の割合（専用住宅、併用住宅）や、住宅の戸数によって課税標準額を軽減する特例措置が適用されています。

#### ◎特例措置の内容

##### ○小規模住宅用地特例

住宅の敷地の中で、住宅1戸あたり200㎡までの部分を小規模住宅用地といい、課税標準額は評価額の1/6の額となります。

##### ○その他の住宅用地特例

住宅の敷地の中で、小規模住宅用地以外（小規模住宅用地を超えた部分）の課税標準額は評価額の1/3の額となります。

注）住宅がなくなった宅地は「非住宅用地」となり、特例が受けられなくなります。

※「住宅」とは、店舗・工場・物置などを除く、人が住む家屋のことをいいます。

※「住宅の敷地」とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。

問合せ 税務会計課 固定資産税担当 ☎82-1224

## 発熱などの症状がある場合の受診方法が変わりました

身近な医療機関で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査ができるようになりました。

発熱などの症状がある場合には、県のホームページなどで公表されている「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間等を確認し、事前に必ず予約の上、受診してください。医師の判断で、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。

ホームページが見られないなどお近くの「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先が分からない場合には「埼玉県受診・相談センター」（☎048-762-8026 月～土・午前9時～午後5時30分）または「県民サポートセンター」（☎0570-783-770 24時間・土日祝日も受付）にお問い合わせください。

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の一覧はこちら。

県感染症対策課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

